

別紙 8（協定書第 2 2 条第 3 項関係）

公の施設の管理における公正の確保と透明性の向上について

乙は、公の施設の管理における公正の確保と透明性の向上を図るため、行政手続条例（平成 7 年宮城県条例第 3 0 号。以下「条例」という。）その他関係法令等に定めるもののほか、下記により実施するものとする。

記

乙が、その業務の範囲内において公の施設を管理するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないもの（以下「行政指導」という。）に当たっては、条例第 3 0 条第 1 項及び第 2 項本文、第 3 1 条第 1 項並びに第 3 2 条から第 3 4 条までの規定を遵守しなければならない。この場合において、条例中「県の機関」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。